

佐賀県警察職員の救慰に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察職員の救慰に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県警察職員の救慰に関する規則（昭和四十四年佐賀県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 警察職員が、危害又は災害を受けるおそれが極めて大きい状況でその職務を遂行したこと、積極果敢にその職務を遂行したこと、遂行した職務による貢献が多大であつたこと等により特に他の模範となると認められる場合における殉職者救慰金及び障害者救慰金の額は、前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、これらの規定による額にその百分の百に相当する額を限度として当該危険の程度等に応じて必要と認められる額を加算した額とすることができる。

第三条の二第一項中「三千万円以下」を「六千万円以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。